

令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和6年〇月〇日～令和7年3月31日までに実施する以下の事業 ※申請受付開始日は現在調整中

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーション

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

要件等

- (1) 福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とし、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信（位置情報を共有）することができる機器の経費のことを指す。機器の仕様例については、以下の内容を参考にすること。

- 例) ①振動を与える又は側面のボタンを長押しする
②防犯ブザーが発動、SOSを発信・録音を開始する
③登録携帯へSOSと位置情報を送信
④必要に応じ、SOSを受けた職員が警察へ通報

その他留意事項

本補助金は、外部にSOSを発信（位置情報を共有）できる機器に限定されます。スマートフォン等を購入し通報する等の内容は対象となりません。

手続きの流れ	1 補助金 交付申請  2 交付決定 
対応者	事業者 県
実施事項 必要書類 期間目安 など	・ 交付申請書（様式1） ・ 様式1-2 ・ 事業計画書（様式1-3） ・ 役員一覧（様式1-4） ・ 福岡県が実施する事業所の管理者向け暴力・ハラスメントに関する研修の受講修了書の写し ・ 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針の写し ・ 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し（業者等による見積書等） ・ 業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料 交付決定通知書（様式2） を事業者へ送付
補足	「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入する前に準備、県に提出 申請採択の選定 交付決定
補足	交付申請の期間は令和6年7月00日～令和6年9月00日までとなります。※当日消印有効 交付申請の内容を審査し、適当と認められる際に交付決定の通知を行います。
手続きの流れ	3 実績報告  4 補助金 の確定  5 補助金交付 
対応者	事業者 県 県
実施事項 必要書類 期間目安 など	・ 実績報告書（様式5） ・ 様式5-2 ・ 対象経費の精算額内訳（様式5-3） ・ 支出したことが分かる書類 (領収書、インターネットバンキングの写し等で日付と金額の確認できる資料) ・ 契約（注文）した日付が分かる書類 (契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認がとれるメールの写し等) ・ 導入した機器の写真等 額の確定の通知を 事業者へ送付 指定の口座に 補助金を振込み
補足	「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後に準備、県へ提出 実績報告提出後おおよそ1か月半後
補足	事業者は、「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後、その日から起算して1月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を行う必要があります。